

導水ポンプ場・大門浄水場・小淵沢第2受水池

注1:水質基準項目と重複する項目については、全項目検査の結果を用いる。
注2:農業については、山梨県水道水質管理計画の中で、事業者分担がされていないので山梨県の検査結果を利用する。
注3:二酸化塩素については、使用していないので検査対象外。
注4:目標値が暫定である。